

2、本年九月卒業ノ見込アリト認定セラレタル者ニシテ入営入団中ノ者書類によつて選考すること、「大学ニ於ケル口頭試問及身体検査を行ハズシテ入学セシムルコト」「右ノ特別取扱ニ依ル入学者ハ在営在団中休学者トシテ取扱フコト」も定められた。現実には、出願期日前後は、該当者たちは陸海軍とも訓練の最中で間もなく実戦配備という状況であり、自ら大学に赴くことなどできる相談ではなかった。実際には高等学校から、教育訓練を行っている部隊や学校宛てに書類が届き、希望の進学先を書いて返送したらしい。実質的には、入試なしに大学に入学することになるわけだが、一九四四年一〇月や一九四五年四月の入学者には、この入学前徴集者がかなりの数に上っている「表Ⅱ―1」。

### ⑤軍別構成

一九四三年の臨時徴兵検査の際には、受検者は陸海軍どちらを志望するか聞かれたという。彼らの志望がどれだけ反映されたものなのか定かでないが、学籍簿に記載されている軍別を表に示した「表Ⅱ―22」。ただ、軍別の記載がほとんどない学部もあり、全学の数値では不明分が多いので、ほとんどの徴集者につき軍別が記載されている文学部と法学部を見てみると「表Ⅱ―23・25」、文学部では陸軍二二一人に対し、海軍八〇人（比率にして七三対二七）、法学部では陸軍六一〇人に対し、海軍二六一人（同七〇対三〇）という結果が出た。一般的に、学徒達は陸軍よりも海軍に好印象を持っていたと言われるが、そのイメージがこの結果とどうつながるのか、結論を出すにはまだまだ材料が必要であろう。

その後の敗戦までの徴集になると、このように志望を聞かれることもなかった。一九四四年九月に限り海軍からの徴集が多くなっているが、その他の時期は陸軍の方が圧倒的である。

### ⑥大学院学生

当時の大学院制度は、現在と異なりその入試、在学年限、学位取得等が厳密に定められているわけではなかった。例えば在学年限についても通則第四六条

に「大学院学生の在学期間は一年以上トスル」と定められていただけであった。大学院学生の徴集者・戦没者、徴集年月を表Ⅱ―51～59に示した。研究科別では、文が絶対数・比率ともに断然高い。大学院学生については、徴集猶子の最高年齢を超えたため徴集される例がほとんどだと思われる。文が多いのは、年齢層が他の研究科に比べて高かったのかもしれない。徴集年月についても、一九四三年一二月は皆無であり、比較的各時期にまんべんなく分散している。また、工・医でも一定数の徴集者があるが、おそらくこれは技術系や軍医としてのものであろう。

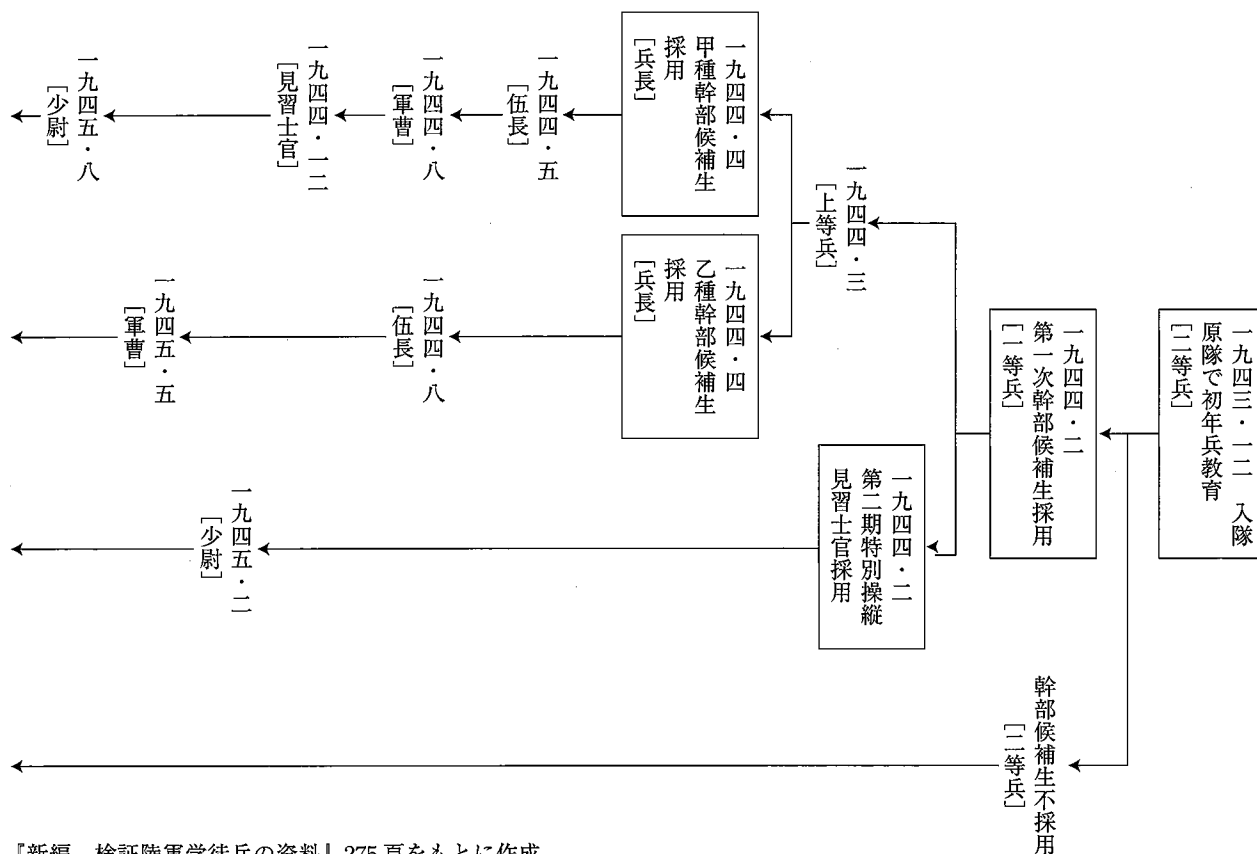
## 5 軍隊における学徒兵

### (1) 軍隊での進路

#### ①陸軍

一九四三年一二月に入隊した学徒兵たちの陸軍での進路については、ごく概略を図Ⅱ―1に示した。彼らは、各地の原隊に入り、まずそこでいわゆる内務班を単位とした三カ月の初年兵教育を受けた。そして翌年二月には多くの者が幹部候補生の試験を受けたものと思われる。幹部候補生の試験は、学校教練の検定に合格している者に受験資格があり、従来は四カ月以上の在営のち志願する決まりになっていたが、この時は期間が短縮されていた。幹部候補生の種別は、兵科と各部（技術部、経理部、衛生部、獣医部、法務部）に分けられ、各部はそれぞれ専門の学業を取得していることが条件とされた。さらに採用者は、二カ月後の四月、学科、術科、内務等の成績から甲種幹部候補生（将校候補者）と乙種幹部候補生（下士官候補者）とに分けられた。甲種は兵科と各部に依りて各地に作られていた予備士官学校や経理学校といった学校・教育隊に入り、乙種も軍教育隊や所属部隊等で教育が継続された。甲種の場合は一二月に見習士官を命じられた。実戦への配備は、もう少し早い段階から始まってお

図 I-1 軍隊での進路 (陸軍)



『新編 検証陸軍学徒兵の資料』275頁をもとに作成。

り、例えば前橋陸軍予備士官学校に入校した学徒兵は、九月一七日にはマレー・シンガポール方面やフィリピンに向けて出発している。<sup>(8)</sup>

一方、幹部候補生とは別に、前述の、航空機操縦の予備役将校養成のために設けられた特別操縦見習士官(特操)に採用される者もいた。一九四四年二月に、第二期特操の試験があり、一九四三年一月入隊の学徒兵たちはこれに該当した。合格者は、飛行学校に入校し、各段階の訓練を受ける中で戦闘・偵察・爆撃等に分けられ、各地の教育飛行隊に転属させられた。少尉任官は一九四五年二月頃であった。

また、傷病、落第、その他の理由で幹部候補生にならなかった学徒兵もいたはずであるが、その実態は不明であるという。

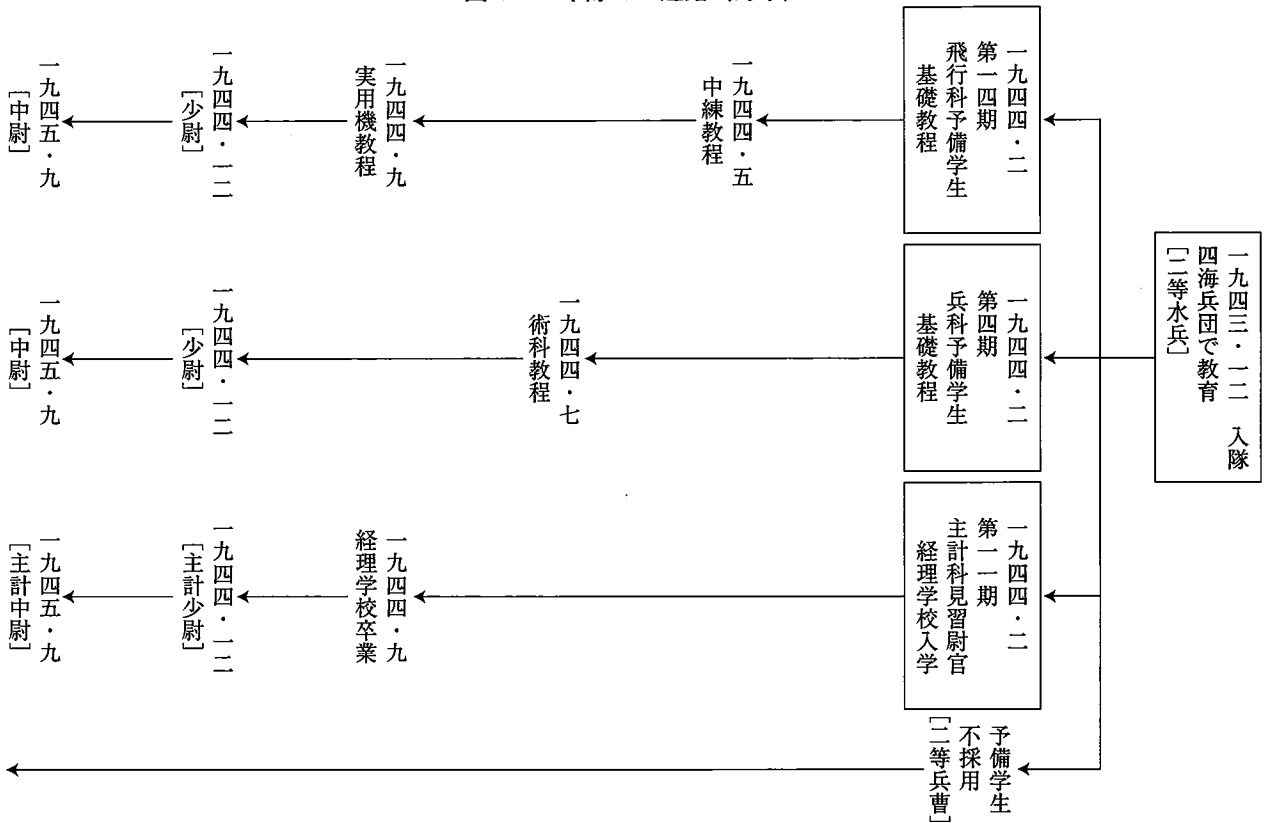
このように、彼らは大幅な速成教育で実戦に配備されることになったが、一九四四年一月以後の入隊者が該当する特別甲種幹部候補生制度は、さらに速成であった。これは、一九四四年五月に設置され、専門学校・師範学校以上の在学者から採用し、原隊での教育を省略して採用とともに伍長に任じて予備士官学校等で教育の後に少尉に任ずるものであった。実際の入校は一九四四年一月で卒業が翌年の六月なので、わずか八カ月の教育期間であった。これは、本土決戦に備えた第一線の指揮官養成を行うものであったと言われている。

②海軍<sup>(9)</sup>

一九四三年一月に入隊した学徒兵たちの海軍での進路については、ごく概略を図I-2に示した。彼らは、まず最初に本籍地を管轄する各鎮守府ごとの四つの海兵团(武山(横須賀)・大竹(呉)・相浦(佐世保)・舞鶴)のいずれかに入り、最下級である二等水兵として約二カ月基礎的な訓練を受けた。<sup>(10)</sup>海兵团においては、出身学校単位で分隊を編成していたといい、内務班単位の陸軍と比べて学徒兵の感じる精神的負担はより小さかったものと想像される。

この訓練期間中に、予備学生・見習尉官の試験が実施され飛行科予備学生(第一四期)、兵科予備学生(第四期)、主計科見習尉官(第一一期)に分けら

図 I-2 軍隊での進路（海軍）



【海軍予備学生・生徒】および『海軍主計科士官物語〈短現総覧〉』より作成。

れた。京大からは、第一期飛行科予備学生が二三〇人、第四期兵科予備学生が二八三人、第一期主計科見習尉官が七三名採用されたという。<sup>①</sup>予備学生制度は、一九三四年に飛行科で導入されたもので、大学・大学予科・高等学校・専門学校卒業業者から採用され、一年間の教育の後少尉任官、予備役に編入する制度であった。一九四二年から一般兵科にも拡張されている。飛行科第三期、兵科第三期までは志願制であったが、言うまでもなく同一四期、四期から徴集による学徒兵から採用されることになった。一方、主計科見習尉官とは短期現役士官制度（短現）の一つであった。短現は、大学卒業生を採用して二年間の服役を課して予備役に編入する制度で、一九二五年に軍医科・薬剤科で導入された。主計科は一九三八年が第一期になり、主に大学の法学部・経済学部卒業生を採用して海軍経理学校で教育を行った。当初は採用直後に中尉に任じたが、第九期からは見習尉官として入校するようになり、予備学生と同様第一期までは志願制であったが、第一期からは徴集による学徒兵から採用されることになった。

陸軍の幹部候補生・特操の場合と同様、予備学生・見習尉官についても、不採用者があった。彼らは、下士官候補者として教育を受け、一般水兵よりも早くに二等兵曹に任官したと言われているが、やはりその実態についてははっきりしていない。

飛行科予備学生は一九四四年二月から土浦海軍航空隊で基礎教程を受けることになったが、その際に飛行専修と地上勤務である要務専修に分けられた（飛行専修はさらに操縦と偵察に分けられた）。以後、飛行専修は中間練習機（中練）教程、實用機教程と進み、一九四四年一二月に少尉任官となり、要務専修は座学を中心とした教育を受けた後、八月末には予備学生の身分のまま実戦部隊に配属されることになった。兵科予備学生は、同じく一九四四年二月に武山海兵団で基礎教程が開始され、七月からは艦艇・対空・陸戦・電測・通信等の専修別の学校に分かれて術科教程を受けた。少尉任官は、飛行科と同じ一九四

四年一二月であった。主計科見習尉官は、一九四四年二月に海軍経理学校品川分校に入校、肉体的な訓練の他に法令、経理や營養学などの座学を受け、九月一日に卒業、実戦部隊に配備された。

③ 学徒兵に期待されたもの<sup>63)</sup>

右のような、陸海軍における学徒兵の進路を見ると、学徒兵に主に期待されたものが (i) 航空機等の操縦士、(ii) 第一線の下級指揮官、(iii) 経理・主計、であったことが分かる。さらにこれまで述べた制度からは分らないが、(iv) 軍の学校や教育隊の教官も飛行予科練習生(予科練)の大量採用等に伴って、少なくとも数の学徒兵が担ったものであった。これらのいずれもが、一定程度の基礎的知識・素養を必要とするものである。(i) については、数学、力学、天文学等が不可欠であったが、帝国大学出身者であれば文科系でも高等学校入試の際に理科系の科目があり、その知識を使うことができた。また(ii)については、学徒兵は中学校以来軍事教練を必修として受けてきており、基礎的な事項はすでにたたままれていた。(iii)(iv)については、改めて述べるまでもない。このように、非常に速成の、不十分な教育期間の中で、軍は学徒兵の経歴を利用できる部署への配置をそれなりに考えていた。

その一方で、(iv) 以外は大変消耗率が高い危険な任務である。逆に、だからこそ補充に速成教育が可能な学徒兵が選ばれたとも言えるが、そのために学徒兵からも多くの戦没者を出すことになった。

(2) 戦没者

在学中の戦没者を、表II-42、50および図II-14に示した。判明したのは、戦死・戦病死を合わせて二六四人であった。当然のことながら、徴集猶予が続いていた一九四一年四月入学者までの戦没者数は少ない。徴集猶予停止後最上の学年になる一九四二年四月入学者の戦没者数が必ずしも多くないのは、前述のようにこの学年には入隊中に卒業させる措置が採られたためと考えられ

る。学籍簿には、在学中の出来事は記されているが、卒業後に關しては原則として書かれていないので、捕捉するのは困難になる。おそらくは、すぐ下の二学年と同程度の戦没者数(九六人、七二人)はあったであろう。

戦没年月については、一九四三年一月徴集者が実戦配備となる一九四四年の九月以降に増えてくる。特に、一九四五年三・四月頃が最も数が多くなるが、激化する沖繩戦における特攻を含めた戦没がかなりの部分を占めるものと推測される。また、敗戦後の戦没者数も無視できないものになっている(四八人、うち三三人が戦病死)。これは、本書「調査研究の概要」でも記したように、実際の戦没日なのか大学への届出日なのか学籍簿だけでは判然としないため、正確性にはいくらかの留保が必要ではあるが、抑留されたシベリア等の外地で亡くなった在学者もいる(本書II データ 2 京大出身戦没者(判明分)参照)。

戦没者と徴集時期の關係について、表I-5に示した。徴集時期が不明の戦没者が多く、あまり有効なデータにならなかつたが、徴集時期判明分の五六・〇%が一九四三年一二月徴集者であった。また、徴集時期判明者の戦没者比率を計算すると、

一九四三年一月以前徴集者 五・五% (一八人/三二六人)  
一九四三年一二月徴集者

表I-5 在学中戦没者の徴集時期

	1943年 11月以前	1943年 12月	1944年 1月以後	不明	計
文	4	33	8	2	47
法	7	18	24	62	111
経済	2	27	9	28	66
理	1	0	1	0	2
医	1	0	0	3	4
工	3	0	2	2	7
農	0	1	0	26	27
計	18	79	44	123	264

四・〇%（七九人／一九五七人）

一九四四年一月以降徴集者 三・一%（四四人／一三八一人）

となっている。少ないデータだが、徴集年月の早い者の方が実戦配備されている期間も長く、右は当然の結果と言える。むしろ、徴集時期不明の戦没者が一二人に上っていて、これが全学の徴集時期不明者の多数を占めている（七八・三%、一二三人／一五七人）事実が目引く。これは、軍歴に関して大学が把握する情報の多くがおそらくは本人または家族からもたらされるものであり、したがって戦没者については十分な情報を把握できていない実状を示していると思われる。

これと同様の例として、復学年月を示した表Ⅱ―32に八六人に上る未復学による除籍が挙げられている。大学の資料からの証明は困難だが、このうちの何人かは戦没して大学との連絡がなくなったものと考えられる。

### (3) 復学

復学年月について、表Ⅱ―32と41および図Ⅱ―13に示した。当然のことながら、一九四五年九月を中心とした敗戦直後に集中している。また、本調査研究においては、入隊直後の身体検査により帰郷を命じられる「即日帰郷」も徴集者数に入れているが、敗戦前の復学者の約三分の一はこの「即日帰郷」によるものである。<sup>(64)</sup>

反対に、敗戦後数年経ってからの復学者もある。学籍簿による最も遅い復学者は、一九四四年一〇月文学部入学生で、一九四五年三月に満州第八〇六部隊に入隊、一九五一年二月に復学している。入隊先の部隊から、シベリアに抑留されていたものかと思われる。

未復学による除籍については前項でも触れたが、学部によっては一九五〇年代前半の特定の時期に学籍を「整理」したようで、文学部では一九五一年五月から六月にかけて、法学部では一九五四年三月に未復員者の除籍が集中してい

る。さらに、朝鮮・台湾出身者については、文学部では六人中四人、法学部では二〇人中一人、経済学部で三人全員、農学部で二人中一人が未復学のまま除籍となっている。

### 注

(1) 嵯川寿恵「学徒出陣―戦争と青春―」吉川弘文館、一九九八年、二二頁。なお嵯川同書では六月三〇日刊行と記されているが、小冊子の奥付によると六月二五日印刷、八月二〇日発行となっている。ただ、後述するようにこの小冊子が海軍予備学生募集のためのものだとする、その申込締め切りは七月一七日であり、実際には六月中に世に出ている可能性は高い。六月二七日付「朝日新聞」の広告欄に、「近刊予告」として「学徒出陣」が掲載されていることもそれを裏付ける。

(2) 第二三期飛行科予備学生として五、二〇〇人、第三期兵科予備学生としては三、五一一人が採用された。それぞれの一期前の採用人数（七〇人、五五一人）と比べると急速に拡大していることが分かる。海軍飛行科予備学生・生徒史刊行会『海軍飛行科予備学生・生徒史』一九八八年、二五、四七九頁参照。

(3) また、本調査研究の対象時期に大学等の高等教育機関に在学中あるいは卒業後まもなく軍隊生活に入った軍人を一括して「学徒兵」と称した。これも、厳密に言えば卒業後の入隊者にはあてはまらないし、多くの入隊者が士官になっていることからすると若干の違和感がある用語かもしれないが、ごく近い時期に学生生活の経験を持ち、戦争・軍隊に対して在学中の入隊者となる程度共通のメンタリティを持つと考えられるため、同一の名称とした。

(4) 京大関係戦没者の遺稿が収録されているものと、京大関係戦没者を主たる対象として分析を行っているものについては、本書第二巻「V 付録 2 文献一覧」で紹介を行った。

(5) 森岡清美「決死の世代と遺書 太平洋戦争末期の若者の生と死」補訂版、吉川弘文館、一九九三年、同「若き特攻隊員と太平洋戦争 その手記と群像」吉川弘文館、一九九五年。

(6) 大貫美恵子「ねじ曲げられた桜 美意識と軍国主義」岩波書店、二〇〇三年、

- 同『学徒兵の精神誌』岩波書店、二〇〇六年。
- (7) 例えば、東京帝国大学の入隊者を五、〇〇〇人前後と推計しているが、後述の東大の調査では二、八八一人にとどまっている。
- (8) 蜷川前掲『学徒出陣』一三六頁。
- (9) 京都大学七十年史編集委員会編、一九六七年。
- (10) 京都大学百年史編集委員会編、全七巻、一九九七～二〇〇二年。
- (11) 川口浩「早稲田大学戦争犠牲者調査について」『早稲田大学史記要』第一八号、一九八六年。
- (12) 「特集 明大生たちの太平洋戦争②」『明治大学史紀要』第二三三号、一九九五年。
- (13) 明治大学百年史編集委員会編『明治大学百年史』第四巻通史編Ⅱ、一九九四年、では朝鮮人の「学徒出陣」の実態について、詳しく述べられている。
- (14) 西川賢「立命館大学関係の「学徒出陣」者数調査」『立命館百年史紀要』第二号、一九九四年。立命館百年史編集委員会『立命館百年史』通史一、一九九九年、七二九頁も参照。
- (15) 前掲『立命館百年史』通史一、七三六頁。
- (16) 東京大学史料室編『東京大学の学徒動員学徒出陣』東京大学出版会、一九九八年。なお同書では、東大における学徒動員の実態についても報告されている。
- (17) 大谷大学真宗総合研究所編『大谷大学百年史 資料編別冊 戦時体験集』「学徒出陣」・「勤労働員」の記録―二〇〇四年。
- (18) 永井均・豊田雅幸「立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察」『立教学院史研究』創刊号、二〇〇三年。
- (19) 青山学院大学プロジェクト九五編『青山学院と出陣学徒 ―戦後五〇年の反省と軌跡―』一九九五年。
- (20) 慶応義塾大学経済学部白井ゼミナール『共同研究 太平洋戦争と慶應義塾』慶應義塾大学出版会、一九九九年。このグループによる著作には、他大学や外国の事例も含めた論文集である白井厚編『大学とアジア太平洋戦争 戦争史研究と体験の歴史化』日本経済評論社、一九九六年、および慶応関係者からの聞き取り調査である白井厚・浅羽久美子・翠川紀子編『証言 太平洋戦争下の慶應義塾』慶

應義塾大学出版会、二〇〇三年、もある。

(21) 東洋大学校友会ホームページ (<http://www.toyo.ac.jp/koyukai/contents/convention.html>) による。

(22) 一九四二年度の大学およびその学部構成は次のとおり。

大学名	学部構成
東京帝国大学	法・医・第一工・第二工・文・理・農・経済
京都帝国大学	法・医・工・文・理・経済・農
東北帝国大学	理・医・工・法文
九州帝国大学	医・工・農・法文・理
北海道帝国大学	農・医・工・理
大阪帝国大学	医・理・工
名古屋帝国大学	医・工・理
新潟医科大学	医
岡山医科大学	医
千葉医科大学	医
金沢医科大学	医
長崎医科大学	医
熊本医科大学	医
東京工業大学	工
東京文理科大学	文理
東京文理科大学	文理
広島文理科大学	文理
東京商科大学	商
神戸商科大学	商
神宮皇学館大学	文
京都府立医科大学	医
大阪商科大学	商
慶応義塾大学	文・経済・法・医
早稲田大学	政治経済・法・文・商・理工

明治大学	法・商・政治経済
法政大学	法文・経済
中央大学	法・経済・商
日本大学	法文・工
国学院大学	文
同志社大学	法・文
東京慈恵会医科大学	医
竜谷大学	文
大谷大学	文
専修大学	経済・法
立教大学	文・経済
立命館大学	法文
関西大学	法文・経済
拓殖大学	商
立正大学	文
駒沢大学	文
東京農業大学	農
日本医科大学	医
高野山大学	文
大正大学	文
東洋大学	文
上智大学	文・商
関西学院大学	法文・商経
藤原工業大学	工

(23) 一九一九年の高等学校令改正により、通常の修業年限が五年の中学校の四年修了者にも高等学校入学資格が与えられることになった。これは俊才教育を期待された制度であった。中学四年で高等学校に進学した者を俗に「四修」と呼んだ。

(24) 一九四一年現在では、一一大学の学部で八七人の女子学生が学んでいた。湯川

次義「近代日本の女性と大学教育 教育機会開放をめぐる歴史」不二出版、二〇〇三年、六五八頁。

(25) 一九四〇年四月の入学生一、五九五八人中、高等学校・大学予科（学習院を含む）からの入学生は一、四一六八（八八・八％）に上った。京都帝国大学「京都帝国大学一覽 昭和十五年度」、一九四〇年。

(26) 建前としては、卒業後に徴集されることになっていたが、「平時においては、軍としても年齢違いの扱いにくいインテリが入営することはあまり歓迎すべきことではなく、実際には入営しないで済むことが多かった」とも言われている。伊藤隆監修・百瀬孝著「事典昭和戦前期の日本 制度と実態」吉川弘文館、一九九〇年、二七三頁。

(27) 一九四一年一〇月二三日の評議会関係書類には「卒業期繰上ニ関スル件」という項目があり「総長ヨリ去ル二十日ノ帝国大学総長会議ノ席上卒業期繰上ニ関スル事情、見込及ビ之ニ伴フ臨時徴兵検査トノ関係、次年度入学及ビ選抜試験其ノ他諸種関係事項ニ関スル文部省当局ノ談話、質問、応答、希望等ニ関シ報告ノ上意見ノ交換ヲナセリ」とある。「評議会関係書類 昭和十六年」（京都大学文学書館蔵、資料番号MP0065）参照。

(28) 前掲「東京大学の学徒動員学徒出陣」三九四、四〇五頁。特に後者では、「本年度ノ繰上ハ緊急已ムヲ得ザルノ臨時措置ニシテアル程度ノ学力ノ低下素質ノ劣弱ヲ来スモ致方ナキ儀ト承候モ之ハ大学トシテハ遺憾千万ニ候」とした上で、「万一修学期ガ更ニ短縮セラルルコトトモ相成候ハバ卒業生ノ素質ト学力トノ一層ノ低落ハ到底免カレ得ザル所ニ有之本学トシテ教授上研究上ノ重責ヲ果シ得ザルノミナラズ国家現在及ビ将来ノ大損失ナルコト多言ヲ要セザル次第ニ御座候」と述べていた。

(29) 例えば、BC級戦犯とされてシンガポールのチャンギー刑務所で刑死した木村久夫（一九四二年四月経済学部入学）は、徴集猶予停止の一年前の一九四二年一〇月に徴集を受けている（日本戦没学生記念会編「新版きけわだつみのこえ」岩波書店、一九九五年、四四三頁）。木村は一九一八年四月九日の生まれで、徴集当時満二四歳であり、猶予の最高年齢を既に超えていたためと考えられる。

- (30) 一九三九年四月から一九四三年一〇月までの法学部入学者のうち、一九一九年までに生まれている者は九八四人、そのうち一九四三年一月までの在学中に徴集を受けた者は六一人(六・二%)にとどまる。
- (31) 第一三期飛行科予備学生は、五、二〇〇人のうち戦没者一六一六人(三一・一%)、第一期特別操縦見習士官は二、六二三人のうち戦没者六六八名(二五・五%)を数える。第十三期誌編集委員会『第十三期海軍飛行専修予備学生誌』一九九三年、三三三頁、および学徒兵懇話会『新編 検証陸軍学徒兵の資料』二〇〇〇年、二二六頁。
- (32) もともと、京大の事例ではあるが、この規定によって一九四四、四五年に理工・医学部の徴集者が増えたかという点、そんなことはない[表II-1]。この規定がどれだけ厳密に適用されていたかは疑問なしとしない。
- (33) この猶予停止に関する学部・学科の線引きについて、軍や文部省でどのような議論が行われたのか、管見の限りでは不明である。
- (34) 『朝日新聞』一九四三年一〇月二〇日付朝刊。
- (35) 同じ紙面において岡部長景文部大臣は、今回の措置は「文部省が諸君に贈る画期的な壮行の饒けであつて諸君はこの趣旨を深く体し、米英撃滅の日まで粉骨砕身御奉公の誠を尽くされんことを、望んでやまない次第である」と述べていた。なお、第四項で作成が義務づけられている「徴集者名簿」が、現在いくつかの大学での調査の手がかりになっている簿冊と思われる。ただし、京大においては本調査研究では全く発見できなかった。
- (36) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第二巻史料編II、一九八八年、六八六頁。
- (37) 『教授会記録 昭和十八年』(文学部、京都大学大学文書館蔵)。
- (38) 大学院特別研究生制度の制定経緯については、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史二、一九八五年、六四九頁。
- (39) 学資九〇円とは、当時の助手の月給(七〇円)を上回る額であった。
- (40) 『京都帝国大学新聞』一九四三年一〇月五日付。
- (41) 『大学新聞』一九四四年七月一日付。
- (42) 橋本伝左衛門「学徒出陣を記録す」京都大学農学部創立七十周年記念事業会『京都大学農学部七十年史』一九九三年、二三頁。
- (43) 『評議会関係書類 昭和十八年』(京都大学大学文書館蔵、資料番号N1P0047)
- (44) 前掲『評議会関係書類 昭和十八年』。
- (45) この時の参加者の中には、総長が「生きて帰ってこい」という趣旨の言葉を述べたと記憶している人もいるという(梅溪昇氏の教示による)。もし、それが事実だとすると、本文に引用した無駄に死ぬなどと言った部分を指すのか、あるいは記録には残っていないがもつとはつきりと述べたのか、不明である。また、別の一説では、この式辞を録音したレコードがあるらしいが、未見である。
- (46) この他、経済学部では出陣学徒に「学徒出陣手牒」なるものが配られていた。これは縦一〇七ミリ、横七一ミリ、一六頁の小さな冊子で、軍人勅諭の五項目、教育二関スル勅語、青少年学徒二賜ハリタル勅語、米國及英國ニ対スル宣戦ノ詔書が収録され、さらに経済学部教官の寄せ書きをした日の丸の写真、玄関前の教官集合写真、出陣学徒の氏名・生年月日・原籍・学籍・学歴記入欄、教官住所氏名からなる。さらに裏表紙には、次のような誓いが印刷されていた。
- 勝ちぬく誓
- みたみわれ、大君にすべてを捧げたてまつらん  
みたみわれ、すめらみ國を護りぬかん  
みたみわれ、力のかぎり働きぬかん  
みたみわれ、正しく明るく生きぬかん  
みたみわれ、この大みいくさに勝ちぬかん
- (47) 前述の評議会における報告では一月二〇日の壮行式に参列した入営・入団する学徒は一、七八〇人となっており、これより若干少ない。遠方に住居があり、入隊準備のためすでに京都を離れていた者や、単に式典に参加しなかった者もいたからだと思われる。
- (48) 嵯川前掲『学徒出陣』六三頁。
- (49) 例えば、文学部の場合、一九四三年二月在学者のうち、一九四二年四月入学者には三五人(二六・五%)、一九四二年一〇月入学者には三〇人(一六・三%)、



一九四三年一〇月入学者には二七人（二〇・三％）の、在学中に徴集されなかつた者がいた。

(50) 注(49)の文学部の例で言えば、徴兵適齢に達していない者（一九二三年二月一日以降に出生した者）は、一九四二年四月入学者には〇人、一九四二年一〇月入学者には一人、一九四三年一〇月入学者には六人を数えるだけであった。

(51) 表で四人となっている文学部残留学生のうち、一人は尹東柱のいとこで共に朝鮮独立運動に拘わつたとして検挙された宋夢奎であった。

(52) 東京帝国大学では、一九四四年八月に一連の出陣学徒壮行会が開催されている。前掲『東京大学の学徒動員学徒出陣』一五〇頁。

(53) 入学前徴集に関しては、木崎弘美「高校生出陣」の検証『日本歴史』第六六四号、二〇〇三年、を参考にした。

(54) 『文部時報』八二六、一九四四年。

(55) どれだけ参考になるか不明だが、当時の陸海軍の将校数の比較を見る上での一つの指標として、直近の陸軍士官学校と海軍兵学校の卒業生数を見ると、

陸軍士官学校（五六期、一九四二年二月卒） 二、二九九人  
海軍兵学校（七二期、一九四三年九月卒） 六二五人

となっており、比率は七九対二二であり、京大からの入隊の方が若干海軍の比率が高くなっている。

(56) 前掲『京都大学百年史』資料編一、一〇三頁。

(57) 陸軍における学徒兵の進路に関しては、蛭川前掲『学徒出陣』および前掲『新編 検証陸軍学徒兵の資料』を参考にした。

(58) 石沢芳郎「第十一期戦没同志に捧ぐ」戦記編纂委員会編『前橋陸軍予備士官学校戦記』一九八三年、五四頁。

(59) 海軍における学徒兵の進路に関しては、蛭川前掲『学徒出陣』、小池猪一『海軍予備学生・生徒』国書刊行会、一九八六年、および井畑憲次・野間弘編『海軍主計科士官物語（短現総覧）』一九六八年、を参考にした。

(60) 海軍は、陸軍と異なり、従来学卒者や在学者を採用当初から士官としたが、一九四三年二月入隊組は二等水兵としての訓練を課された。

(61) 蛭川前掲『学徒出陣』九三頁。

(62) 蛭川前掲『学徒出陣』九九頁。

(63) 学徒兵に期待されたものに関しては、加藤陽子「徴兵制と大学」前掲『東京大学の学徒動員学徒出陣』を参考にした。

(64) 学籍簿に「即日帰郷」と明示されている徴集者数を学部別に挙げると次のとおり。

文学部	七（〇）
法学部	二五（〇）
経済学部	四五（二四）
理学部	一〇（〇）
医学部	七（〇）
工学部	一五（〇）
農学部	一四（六）
計	一二三（三〇）

( ) 内は、一九四三年二月徴集者からの即日帰郷者を示す。一二三人は、敗戦前の復学者全体三四六人の三五・五％にあたる。